

浜松市中国残留邦人等自立支援通訳者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、永住帰国した中国残留邦人等は長期にわたって帰国がかなわず、帰国後も言葉、生活習慣等の相違から、地域社会で生活していく上で様々な困難に遭遇している現状を踏まえ、中国残留邦人等に対して、医療機関への通院時や公共機関等のサービス利用時に自立支援通訳者を派遣し、地域社会において安心して生活を送れるよう支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「中国残留邦人等」とは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号以下「法」という。）第2条第1項に規定する者及びその配偶者並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成6年厚生省令第63号。以下「省令」という。）第10条に規定する中国残留邦人の親族等であって、法第6条の規定により永住帰国費用の支給を受けて本邦に永住帰国した者及び永住帰国費用の支給を受けることができるにもかかわらず、自費で永住帰国した者をいう。

(対象)

第3条 浜松市中国残留邦人等自立支援通訳者派遣事業を利用することができる者（以下「対象者」という。）は、市内に在住する中国残留邦人等とする。

(事業内容)

第4条 市長は、対象者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときに浜松市中国残留邦人等自立支援通訳者（以下「自立支援通訳者」という。）を派遣し、通訳を行うものとする。

- (1) 医療機関において受診する場合
- (2) 各種行政機関において諸手続きを行う場合
- (3) 介護保険制度による介護認定及び介護サービスを利用する場合
- (4) 省令第19条の規定による一時帰国費の支給を受け一時帰国した場合
- (5) 公共職業能力開発施設又は都道府県知事から職場適応訓練の実施を委託された事業において実施する訓練課程を受講する場合
- (6) 前各号に掲げるほか市長が必要と認める場合

(自立支援通訳者の登録)

第5条 市長は、次に掲げる要件を満たす者を、その者の申請により、自立支援通訳者として登録する。

- (1) 中国残留邦人等に深い理解及び関心を持ち、自立支援通訳の実施に熱意を有すること。

- (2)中国残留邦人等が使用する言語と日本語を双方の言語で通訳する能力を有すること。
- 2 前項の登録を受けようとする者は、「浜松市中国残留邦人等自立支援通訳者登録申請書」(別紙 1)に、市長が別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の浜松市中国残留邦人等自立支援通訳者登録申請書の提出を受けたときは、自立支援通訳者としての適否を審査し、登録する場合は「身分証明書」(別紙 2)を交付する。
- 4 前項の身分証明書の交付を受けた自立支援通訳者は、これを毀損又は紛失・盗難した場合には、直ちに「身分証明書毀損・紛失盗難届兼再交付申請書」(別紙 3)を市長に提出しなければならない。

(登録の期間)

第 6 条 自立支援通訳者の登録の期間は、登録の日から登録の日の属する年度の末日までとする。ただし、再登録を妨げない。

(登録の取消し)

第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合には、自立支援通訳者の登録を取り消すことができる。この場合において、自立支援通訳者は速やかに身分証明書を返還しなければならない。

(1)自立支援通訳者から登録辞退の申し出があった場合

(2)第 9 条に違反した場合

(派遣)

第 8 条 対象者が自立支援通訳者派遣事業を利用するときは、自立支援通訳者と日時等の調整を行い、自立支援通訳者はその決定内容を事前に健康福祉部福祉総務課に連絡するものとする。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、この限りでない。

(遵守事項)

第 9 条 自立支援通訳を行う者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1)自立支援通訳を行うに当たって知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も、同様とする。

(2)自立支援通訳の対象者の個人の人格を十分に尊重すること。

(3)自立支援通訳を行うに当たっては、市との連携を緊密に保つこと。

(業務報告)

第 10 条 自立支援通訳を行った者は、当該通訳を行った日の属する月の翌月の 5 日までに、業務の実施状況を自立支援通訳業務実施報告書(別紙 4)により市長に報告しなければならない。

(報償)

第 11 条 市長は、自立支援通訳者に対し、派遣実績に応じて別に定める報償を支給する。

(補足)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

別紙 1 (第 5 条関係)

浜松市中国残留邦人等自立支援通訳者登録申請書		
氏 名	男 ・ 女 生年月日 (年 月 日)	
住 所		
電 話	自 宅	() -
	携帯電話	- -
勤務先	名 称	
	住 所	
	電 話	
浜松市中国残留邦人等自立支援通訳者の登録を申請します。		
令和 年 月 日		
氏 名		
(あて先) 浜松市長		

別紙2（第5条関係）

（表）

身分証明書	第	号
住所		
氏名		
上記の者は浜松市中国残留邦人等自立支援通訳者派遣事業登録者であることを証明します。		
令和	年	月 日
浜松市長		
有効期限：令和	年	月 日

（裏）

留 意 事 項
1 浜松市中国残留邦人等自立支援通訳者は、通訳業務を行うにあたっては個人の人権を尊重し、その身上に関する秘密はこれをまもらなければならない。
2 浜松市中国残留邦人等自立支援通訳者は、登録を辞退する場合は浜松市長に申し出るとともに身分証明書を返還しなければならない。 また、登録事項に変更を生じた場合も同様に届けなければならない。

別紙3（第5条関係）

身分証明書毀損・紛失盗難届兼再交付申請書

年 月 日

（あて先）浜松市長

自立支援通訳者 氏名

印

先に交付を受けた身分証明書について、下記のとおり毀損・紛失盗難しましたので、届け出ます。

なお、再交付についてあわせて申請します。

氏 名	
住 所	〒 TEL () - FAX () -
毀損・紛失盗難 の別	毀 損 ・ 紛 失 ・ 盗 難
発生日時	令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分
発生時の状況	
備 考	

盗難については、必ず警察に届出し、その書類の写しを添付すること。

別紙4（第10条関係）

自立支援通訳業務実施報告書

令和 年 月 日

（あて先） 浜松市長

自立支援通訳者氏名 _____

次のとおり自立支援通訳の業務を行いましたので報告します。

実施日時	令和 年 月 日実施 時 分 ~ 時 分									
実施場所										
業務対象者氏名 （帰国者氏名・続柄）	（帰国者氏名 続柄） 生年月日 明治・大正・昭和 年 月 日生									
業務内容	派遣内容（該当内容に を記入して下さい）									
	医療機関		関係行政機関 （右記を除く）	行政機関		学校		介護保険		
	通院	入院		福祉事務所	定所 公共職業安	生活問題	進路相談	申請	計画	利用
	一時帰国	職場体験学習	職業訓練 （短期課程）		職場適用 訓練		市への連絡事項等			
			公共職業能力 開発施設	認定職業訓練を 行う施設	一般職場 適応 訓練	職場 実習				
依頼者確認印 （サイン可）			市処理欄	検収 令和 年 月 日						